

【参考】

● 給与等に対する源泉徴収税額の電算機計算の特例等

給与等に対する源泉徴収税額は、各種の税額表によって求めることができますが、その給与等の支払額に関する計算を電子計算機などの事務機械によって処理している場合には、月額表の甲欄を適用する給与に限り、財務大臣が定める方法（財務省告示）によりその給与に対する源泉徴収税額を求めることができるという特例が設けられています（所法189、昭63大蔵省告示185号（平25財務省告示174号改正）、復興財確法29、平24財務省告示116号（平25財務省告示176号改正））。

ここでは、財務省告示による税額計算の特例の内容と、月額表の乙欄を適用する給与に対する源泉徴収税額を電算機計算により求める方法について説明することとします。

1 財務省告示による特例

(1) 特例の対象となる給与等

財務省告示による税額計算の特例の対象となる給与等は、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う次の給与等です。

- ① 支給期が毎月、毎半月、毎旬又は月の整数倍の期間ごとと定められている給与
- ② 前月中に通常の給与を受けていない人に支払う賞与
- ③ 前月中の通常の給与の10倍を超える賞与

(2) 税額計算の方法

給与等についての源泉所得税及び復興特別所得税の額は、次の方法によって求めます。

- ① まず、その月の給与等の金額から社会保険料等の金額を控除し「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」を求めます。
- ② ①で求めたその月の社会保険料等控除後の給与等の金額から次のイからニまでの金額の合計額を控除し「その月の課税給与所得金額」を求めます。
 - イ その月の社会保険料等控除後の給与等の金額に応じて、第1表により求めた給与所得控除の額
 - ロ 控除対象配偶者に該当する人がいる場合には、第2表に定める配偶者控除の額
 - ハ 控除対象扶養親族に該当する人がいる場合には、第2表により求めた扶養控除の額

(注) 所得者本人が障害者（特別障害者を含みます。）、寡婦（特別の寡婦を含みます。）、寡夫又は勤労学生に該当する人については、その該当すること

に控除対象扶養親族が1人いるものとし、また、控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者に該当する人がいる場合には、これらの一に該当することに他に1人の控除対象扶養親族がいるものとします。

ニ 第2表に定める基礎控除の額

- ③ ②で求めたその月の課税給与所得金額に応じて、第3表に定める算式により税額を計算します。

第1表

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額(A)		給与所得控除の額
以 上	以 下	
円	円	
-	135,416	54,167円
135,417	149,999	(A) × 40 %
150,000	299,999	(A) × 30 % + 15,000円
300,000	549,999	(A) × 20 % + 45,000円
550,000	833,333	(A) × 10 % + 100,000円
833,334	1,249,999	(A) × 5 % + 141,667円
1,250,000 円 以 上		204,167円

(注) 給与所得控除の額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額をもってその求める給与所得控除の額とします。

第2表

配 偶 者 控 除 の 額	31,667円
扶 養 控 除 の 額	31,667円 × 控除対象扶養親族の数
基 礎 控 除 の 額	31,667円

第3表

その月の課税給与所得金額 (B)		税 額 の 算 式
以 上	以 下	
円	円	
-	162,500	(B) × 5.105 %
162,501	275,000	(B) × 10.210 % - 8,296円
275,001	579,166	(B) × 20.420 % - 36,374円
579,167	750,000	(B) × 23.483 % - 54,113円
750,001	1,500,000	(B) × 33.693 % - 130,688円
1,500,001	3,333,333	(B) × 40.840 % - 237,893円
3,333,334 円 以 上		(B) × 45.945 % - 408,061円

(注) 税額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額をもってその求める税額とします。

(3) 税額計算の特例により求めた税額と税額表による税額との差異

税額計算の特例により求めた税額は、次に掲げるような理由から税額表による税額とは必ずしも一致しませんが、その差異は年末調整において精算されることになります。

イ 税額表の税額は、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額を一定の階級ごとに区分し、その区分の中間値を基として計算してある（例えば、「175,000円以上177,000円未満」の場合には、176,000円を基として計算してあります。）のに対し、この税額計算の特例では、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額そのものを基として計算することになっています。

（計算例） その月の社会保険料等控除後の給与等の金額が175,000円で、控除対象配偶者と控除対象扶養親族1人の場合

- | | |
|--|------|
| ① 月額表甲欄の税額 | 670円 |
| ② 特例計算による税額 | 640円 |
| $\{175,000円 - (175,000円 \times 30\% + 15,000円) - 31,667円 - 31,667円 \times 1 - 31,667円\} \times 5.105\% = 640円$ （10円未満四捨五入） | |

ロ 扶養親族等の数^(注)が7人を超える場合には、税額表では7人の場合の税額を計算し、その計算した税額から7人を超える1人につき1,610円を控除することとしているのに対し、この税額計算の特例では、扶養親族等の数に応じ、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額から常に1人当たり31,667円を控除する方法で計算することになっています。

（注）「扶養親族等の数」とは、控除対象配偶者と控除対象扶養親族との合計数をいいます（82ページ参照）。

（計算例） その月の社会保険料等控除後の給与等の金額が446,000円で、控除対象配偶者と控除対象扶養親族7人の場合

- | | |
|--|--------------------------|
| ① 月額表甲欄の税額 | 3,040円 - 1,610円 = 1,430円 |
| ② 特例計算による税額 | 1,370円 |
| $\{446,000円 - (446,000円 \times 20\% + 45,000円) - 31,667円 - 31,667円 \times 7 - 31,667円\} \times 5.105\% = 1,370円$ （10円未満四捨五入） | |

ハ その月の社会保険料等控除後の給与等の金額が101万円を超える場合には、税額表では扶養親族等の数が0人の場合を基準として税率の切替えをし、しかも若干の調整が加えられており、また、扶養親族等の数に関係なく同じ税率を適用して計算している部分があるのに対し、この税額計算の特例ではこのような調整をしないで、その月の社

会保険料等控除後の給与等の金額が101万円を超える場合でも、101万円以下の場合と同じ要領で計算することになっています。

(計算例) その月の社会保険料等控除後の給与等の金額が1,195,200円で、控除対象配偶者と控除対象扶養親族2人の場合

- ① 月額表甲欄の税額 167,763円
 $108,200円 + (1,195,200円 - 1,010,000円) \times 32.1615\% = 167,763円$
- ② 特例計算による税額 161,470円
 $\{1,195,200円 - (1,195,200円 \times 5\% + 141,667円) - 31,667円 - 31,667円 \times 2 - 31,667円\} \times 33.693\% - 130,688円 = 161,470円$
 (10円未満四捨五入)

2 月額表の乙欄を適用する給与等に対する源泉徴収税額の電算機計算

月額表の乙欄を適用する給与等については、財務省告示による税額計算の特例は設けられていませんが、次の方法により所得税及び復興特別所得税の額を求めることができます。

[税額計算の方法]

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額に応じて、次の方法により計算します。

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額 (A)	税 額
88,000 円未満	①の3.063%に相当する金額 (注1、2)
88,000円以上1,010,000円以下	以下の「①計算基準額の算出」～「③扶養控除等の額の控除」に掲げるところにより計算した金額
1,010,001円以上1,250,000円未満	396,700円に、①のうち1,010,000円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額 (注1、2)
1,250,000円以上	494,800円に、①のうち1,250,000円を超える金額の45.945%に相当する金額を加算した金額 (注1、2、3)

- (注) 1 求めた税額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
- 2 「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出して従たる給与から控除する扶養控除等がある場合には、上記により求めた税額からその扶養親族等1人につき 1,610 円を控除します。なお、この場合、税額がマイナスとなったときは、税額0とします。
- 3 その月の社会保険料等控除後の給与等の金額(A)が1,250,000円の場合は、494,800円が求める税額となります(従たる給与から控除する扶養控除等がない場合)。

$$\text{計算式: } 494,800円 + (1,250,000円 - 1,250,000円) \times 45.945\% = 494,800円$$

① 計算基準額の算出

乙欄の税額は、月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の最低値（税額表の「以上」の欄の金額）を基として計算されていますので、まず、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額を次の算式によりこの最低値（以下「計算基準額」といいます。）に修正します。

（算式）

$$\frac{\left(\begin{array}{c} \text{社会保険料等控除} \\ \text{後の給与等の金額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{同一階差} \\ \text{の最小値} \end{array} \right)}{\text{階 差}} = \text{商} \cdots \cdots \text{余り (R)}$$

この商の値は自然数又は0に限ります。

$$\left(\begin{array}{c} \text{社会保険料等控除後} \\ \text{の給与等の金額} \end{array} \right) - R = \text{計算基準額}$$

（注） 1 「階差」は、次の表によって求めます。

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		階 差
以 上	以 下	
円	円	円
88,000	98,999	1,000
99,000	220,999	2,000
221,000	1,009,999	3,000

2 「同一階差の最小値」とは、階差が1,000円の場合は88,000円、階差が2,000円の場合は99,000円、階差が3,000円の場合は221,000円をいいます。

3 その月の社会保険料等控除後の給与等の金額が1,010,000円の場合は、前記①の（算式）によらず、1,010,000円が求める計算基準額となります。

② 税額の算出

①により求めた計算基準額を次の算式に当てはめて税額を求めます。

（算式）

$$\text{㉑} = (\text{計算基準額} \times 2.5 - \text{給与所得控除の額} - \text{基礎控除の額}) \times \text{税率} \langle 1 \text{円未満の端数切り捨て} \rangle$$

$$\text{㉒} = (\text{計算基準額} \times 1.5 - \text{給与所得控除の額} - \text{基礎控除の額}) \times \text{税率} \langle 1 \text{円未満の端数切り捨て} \rangle$$

$$\text{㉑} - \text{㉒} = \text{㉓} \langle 50 \text{円未満の端数は切り捨て、50円以上100円未満の端数は100円に切り上げ} \rangle$$

$$\text{㉓} \times 1.021 = \text{乙欄の税額} \langle 50 \text{円未満の端数は切り捨て、50円以上100円未満の端数は100円に切り上げ} \rangle$$

（注） 1 上記の算式では、308ページの第1表から第3表を使用します。

㉑及び㉒を求める算式中、「給与所得控除の額」は、計算基準額を2.5倍又は1.5倍した金額を基に第1表により求め、「基礎控除の額」は第2

表により求めます。また、「税率」は第3表の「税額の算式」を意味します。

- 2 ④は主たる給与と従たる給与の合計額に対する税額を、⑤は主たる給与に対する税額を意味します。

③ 扶養控除等の額の控除

「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出して従たる給与から控除する扶養控除等がある場合には、②により求めた税額からその扶養親族等1人につき1,610円を控除します。なお、この場合、税額がマイナスとなったときは、税額0とします。

第1表

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額(A)		給与所得控除の額
以 上	以 下	
円	円	
-	135,416	54,167円
135,417	149,999	(A) × 40 %
150,000	299,999	(A) × 30 % + 15,000円
300,000	549,999	(A) × 20 % + 45,000円
550,000	833,333	(A) × 10 % + 100,000円
833,334	1,249,999	(A) × 5 % + 141,667円
1,250,000 円 以 上		204,167円

(注) 給与所得控除の額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額をもってその求める給与所得控除の額とします。

第2表

基 礎 控 除 の 額	31,667円
-------------	---------

第3表

その月の課税給与所得金額(B)		税 額 の 算 式
以 上	以 下	
円	円	
-	162,500	(B) × 5 %
162,501	275,000	(B) × 10 % - 8,125円
275,001	579,166	(B) × 20 % - 35,625円
579,167	750,000	(B) × 23 % - 53,000円
750,001	1,500,000	(B) × 33 % - 128,000円
1,500,001	3,333,333	(B) × 40 % - 233,000円

(注) その月の課税給与所得金額が3,333,334円以上の場合には、上記「①計算基準額の算出」～「③扶養控除等の額の控除」に掲げる計算の対象（その月の社会保険料等控除後の給与等の金額が88,000円以上1,010,000円以下）とはなりません。